

I 連携協働による地域再生の推進

1 活力ある地域づくりと観光交流の拡大

(1) 歴史的環境の保全・整備によるまちづくりの推進に係る特例措置の創設
(所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

我が国の貴重な歴史的資産と周囲の歴史的環境を一体として保全・整備し、歴史、文化等を活かしたまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国土交通大臣の認定を受けた「歴史的環境保全整備計画（仮称）」に定められた歴史的重要な施設について、以下の特例措置を創設する。

1. 個人・法人が保有する歴史的重要な施設又はその敷地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準 $1/2$ （一定の場合には非課税）
2. 個人・法人が歴史的重要な施設の整備に関する事業の用に供する土地等を地方公共団体又は歴史的環境保全整備機構^(注)に譲渡する場合の1500万円の特別控除（所得税・法人税）

(注) 歴史的環境保全整備機構（新設）：市町村長の指定を受けて歴史的環境の保全・整備によるまちづくり活動を行うNPO法人、公益法人

3. 歴史的環境保全整備機構が歴史的重要な施設又はその敷地を取得する場合（施設を復元する場合を含む）の登録免許税・不動産取得税の非課税措置



<歴史的重要な施設のイメージ>

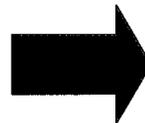
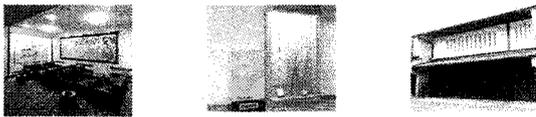
(2) 国際競争力のある観光地の整備促進に資する宿泊拠点高度化地区の整備に係る特例措置の創設（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るためには、地域における旅行者の滞在の拠点となる宿泊施設が集積する地区の魅力や快適性の向上を図ることが重要であることから、「国際競争力のある観光地の整備促進に関する法律案（仮称）」に基づき国の認定を受けた「拠点滞在力向上総合連携計画（仮称）」に位置付けられた宿泊拠点高度化地区（仮称）内における宿泊施設に係る特例措置を創設する。

- 不動産取得税：課税標準 1 / 2
- 固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間 1 / 2

税制特例の対象イメージ(例)

- 宿泊拠点高度化地区(仮称)内における
- パブリックスペースを地域文化の展示、体験・交流の場として活用(開放)する宿泊施設(土地・家屋)
 - 外観の統一感を創出するため、外壁等の改修を行う宿泊施設(土地・家屋)

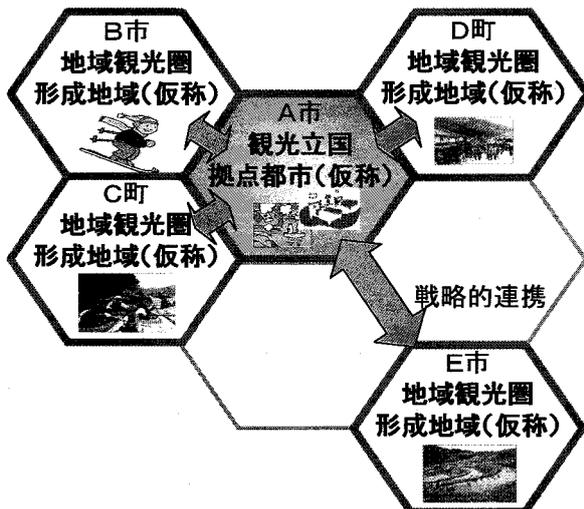


不動産取得税
固定資産税
都市計画税

課税標準額の1/2

※ 宿泊拠点高度化地区（仮称）とは、宿泊施設が一定程度以上集積する地区であって、国の基本方針に基づき、地域観光圏（仮称）を構成する市町村及び地元関係者等で構成する協議会が作成し、国の認定を受けた拠点滞在力向上総合連携計画（仮称）に位置付けられたものをいう。

地域観光圏(仮称)のイメージ



宿泊施設が集積する宿泊拠点高度化地区（仮称）を含む観光立国拠点都市（仮称）及びその周辺で戦略的連携を行う地域を、地域観光圏（仮称）として整備する。

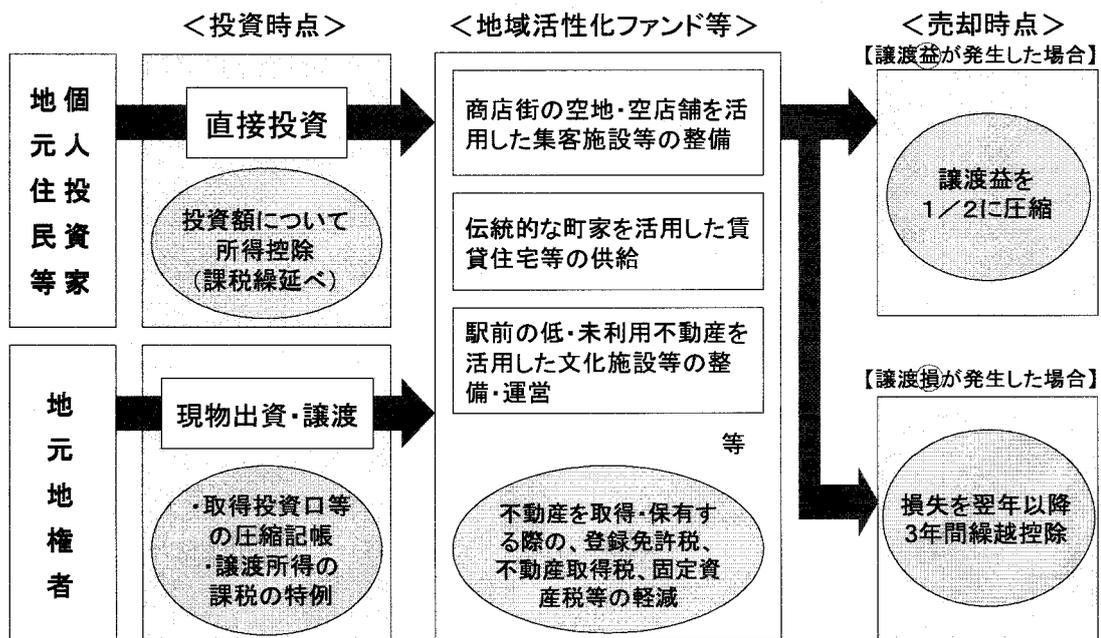
地域観光圏（仮称）の形成により、連泊客数の拡大による地域経済の活性化を目指す。

(3) 地域活性化ファンド投資支援税制等の創設（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

人口減少社会に対応した都市の中心部の有効利用の取組を進め、地域の活性化を図るための税制上の特例措置を創設する。

1. 地域活性化ファンド投資支援税制の創設

地元住民、地方公共団体、地方銀行等の出資又は融資等によって形成されたファンド等による、地域財産たる低・未利用不動産の有効活用を通じた地域活性化に資する取組を支援するため、以下の特例措置を創設する。

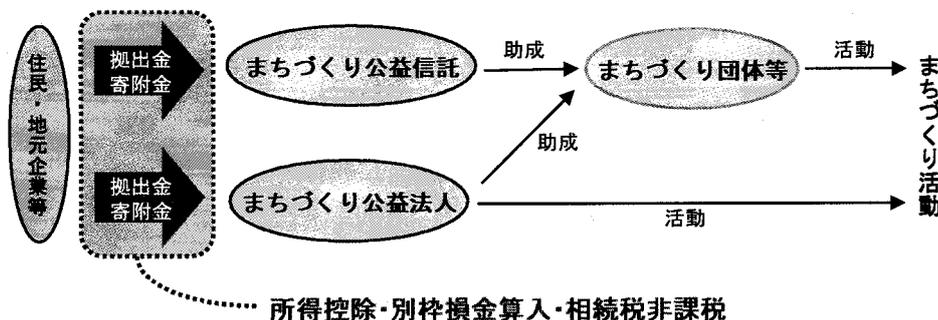


2. 低・未利用地等の有効利用による地域活性化のための特例措置の創設

市街化区域内の一定の低・未利用地等が存在している区域において、土地の有効利用による地域の活性化を推進するため、当該低・未利用地等に係る税制上の特例措置を講ずる。

(4) まちづくり公益法人・公益信託に係る特例措置の創設（所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税）

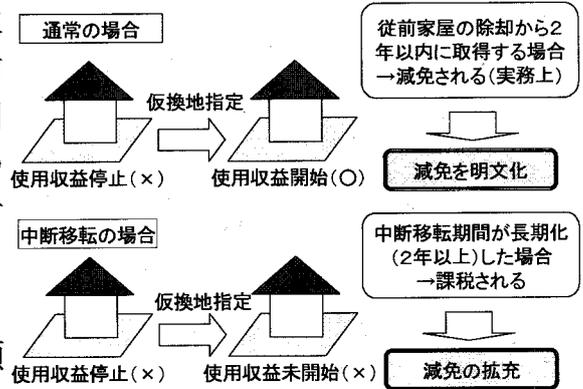
まちづくり活動を主たる目的とする公益法人やまちづくり公益信託に対する寄附金・拠出金について法人税の別枠損金算入等の特例措置を講ずる。



(5) 既成市街地の再編に資する土地区画整理事業等に係る不動産取得税の特例措置の拡充（不動産取得税）

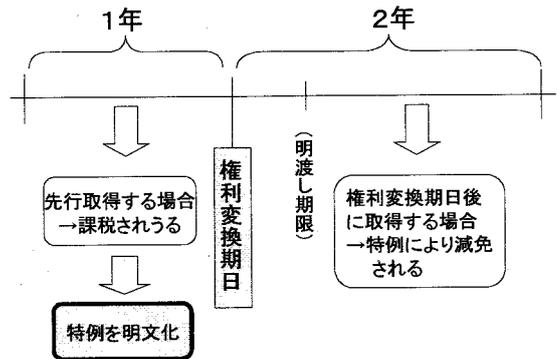
既成市街地の再編に資するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等に係る不動産取得税について、以下の特例措置の拡充を行う。

1. 土地区画整理事業において、換地の取得等として非課税とされる対象に、従前家屋の除却の日又は仮換地の使用収益開始の日から2年以内に仮換地又は換地の上に代替家屋を取得した場合を追加する。



○不動産取得税：非課税（従前家屋価額相当分を超える部分を除く。）

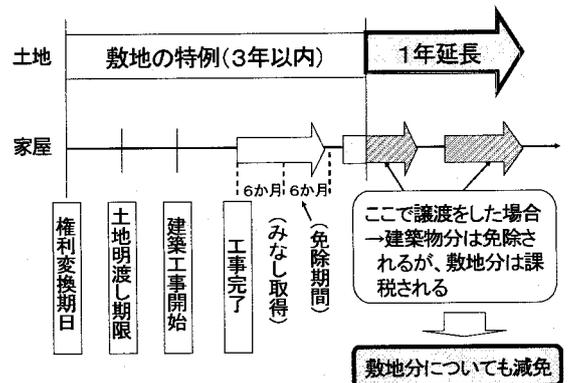
2. 第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業でやむを得ない事情又は過小床により転出する場合において、代替資産を権利変換期日以前の1年以内に取得している場合に特例措置を適用する。



○不動産取得税：課税標準について従前資産価額相当分控除

3. 市街地再開発組合等が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物等を取得した場合の納税免除措置を以下のとおり拡充する。

- ①敷地の譲渡期限
⇒取得から3年以内→4年以内
- ②敷地及び施設建築物の譲渡対象者
⇒地方公共団体等を追加

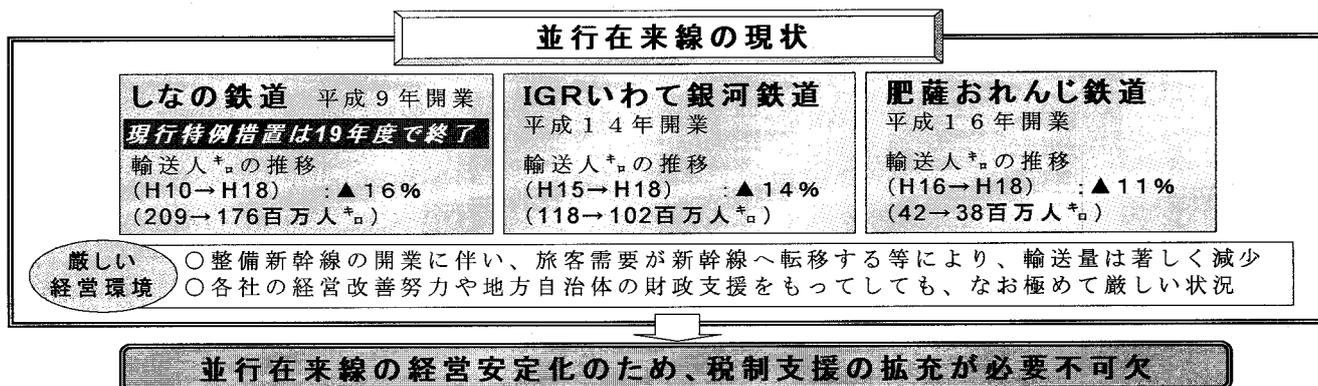


○不動産取得税：納税免除

2 地域における交通の活性化・再生

(1) 整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の譲受固定資産に係る特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）

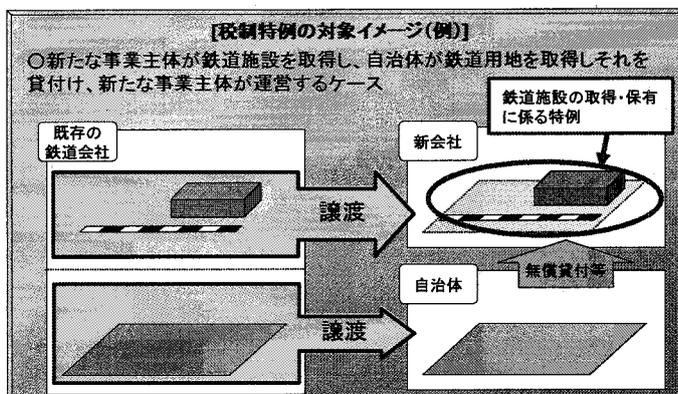
厳しい経営環境にある並行在来線の経営安定化により、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進を図るべく、整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から分離される並行在来線の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準について、現行の10年間1/2から、更その後10年間1/2とする特例措置に拡充する。



(2) 地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道再生事業等を実施する路線に係る特例措置並びに地域の公共交通の活性化を図るための地域公共交通活性化・再生総合事業及び地域バス交通活性化事業に係る特例措置の創設（登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、自動車取得税）

1. 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が成立したところ、創意工夫して鉄道再生等に主体的に取り組む地域を、国として、総合的かつ強力に支援すべく、鉄道再生事業等を実施する路線の用に供する土地・鉄道施設に係る特例措置を創設する。

- 固定資産税・都市計画税：課税標準1/4（計画期間中）
- 不動産取得税：非課税
- 登録免許税：非課税



2. 地域の公共交通の活性化を図るため、地域公共交通活性化・再生総合事業及び地域バス交通活性化事業を活用したコミュニティバス等の地域の主体的な取組に対し、国として支援すべく、次の特例措置を創設する。

- 自動車取得税：コミュニティバス、乗合タクシー等の車両導入

— 税率を2%軽減

(3) 国内線航空機に係る特例措置の延長及び拡充（固定資産税）

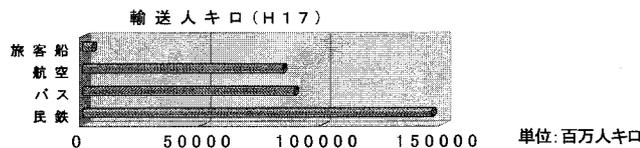
国際的なコスト競争が進展する中、安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、国内線航空機に係る課税標準の特例措置を延長するとともに、軽減措置を拡充する。

（軽減措置の内容）

- 適用期限の延長：130トン以上の航空機 最初の3年間 2/3
130トン未満の航空機 最初の3年間 1/2
- 軽減措置の拡充：130トン未満の航空機 次の3年間 2/3

航空輸送は地域活性化を支える基盤として定着

○航空輸送は地域に対して不可欠な公共サービスを提供。



航空会社を巡る経営環境の変化

- 国内路線における競争の激化
- 欧米・アジア企業との国際的な競争の激化
- 燃油高騰の長期化

羽田再拡張等による混雑空港の処理能力の向上

- 羽田空港の再拡張により発着回数が増加
29.6万回 → 40.7万回
- 成田空港B滑走路北伸により発着回数が増加
20万回 → 22万回

再拡張等に備え経営体質強化が急務

地方路線からの撤退

- 近年、地方路線を中心に撤退が発生
→ 路線維持のため支援が必要

地方路線ネットワーク充実の好機

- 羽田再拡張後の地方路線ネットワークの充実のため中・小型機の導入促進が必要

安定的な航空輸送サービス・地方航空ネットワークの維持には、
税負担の見直しが必要

(4) バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置の延長（自動車取得税）

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を維持するため、バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置の適用期限を延長する。

- 自動車取得税：非課税